

どろんこ

2021年2月25日(木)

653号

船橋市職労福祉支部

発行責任者 土佐千代子



国が待機児童解消策

保育所の人材を確保し、待機児童を解消するため、国が打ち出した「各クラスに常勤保育士1人を必須とした規制をなくし、代わりに短時間勤務の保育士2人でもいい」とする新たな保育整備計画「新子育て安心プラン」が昨年12月に発表されました。

◆子どもの視点

全国私立保育園連盟は昨年末、常勤保育士の配置が「質の担保の最低限」だとし「子どもにとっては1日の保育の中で短時間保育士がコロナ変わって落ち着かず、どの保育士にも安心感を持ってない」と規制緩和に反対

する意見書を出しました。都内の保育所の園長は「待機児童を減らすための大人の目線。子どもの視点を忘れないで」と強調しています。

『保育園を考える親の会』も「小学校の担任がパートタイムであることが考えられないのと同じ」として撤回を求めています。

◆なり手が不足

都の調査では、退職の理由に「給料が安い」「仕事量が多い」など、待遇面の問題を挙げる保育士が多かったです。

また、保育現場では、既に短時間保育士が増え、毎月の保育計画や連絡帳の記入など、子どもと接する時間以外の業務が常勤保育士に集中しがちで、こ

れが長時間勤務やサービス残業に繋がっています。

『保育園を考える親の会』は「常勤保育士のなり手が不足している現状を「保育現場の構造的な問題が変わらなければ、本質的な改善にならない」と指摘。「まずは配置基準の見直しや労働環境の改善が重要。保育士が余裕を持つて業務や質の向上に取り組めるようにすべきだ」と話しています。

(東京新聞より)

◆船橋市行政改革プラン

この、「新子育て安心プラン」では、会計年度任用職員がクラスに1名いれば、他の担任は短時間勤務の保育士で良いと言うこととなります。では常勤の保育士はどうなるのか。今年1月に出された船橋市『業務改善に関わる取組方針』の中に、組織・職員体制の見直しが打ち出され、「常勤職員数を増やさないことを目標として、(概ね5年間)、

総人件費の抑制を図る」と記載されています。また、保育士や保健師など、現状において、専門性を持った職種については、担う業務が固定化されている状況ですが、「職種に関わらず柔軟に様々な業務を担うことにより、多様な市民ニーズの対応と限られた人的資源を最大限有効に活用した体制の確保を図る」とも記載されています。

保育士を事務職にし、保育園は会計年度任用職員に担わせるということでしょうか？

こんなことになったら、保育の質は保てません。

そしてこのことは、保育園の民間委託に繋がるかもしれません。



◆「子どもの最善の利益」

守るために

先にも書きましたが、民間委託になれば、1日にコロナ担任が入れ替わる、経営が悪くなれば急に閉園する(2020年10月千葉県印西市で実際に起こった)など、『子どもの最善の利益』は守れるのでしょうか。

2003年に財政健全化プランで保育園民営化が提案され、同時に保育園連絡会では民間委託問題に取り組みました。

保護者と共に勉強会をし、ビラ配りや署名、「元氣っこフェスタ」を開催して市民の皆さんにも公立保育園の大切さを訴えるなど運動してきました。

全国的に公立保育園が民間委託されている中、2011年くい止めることができました。これは、組合員さんの大きな力です。

コロナ禍の中でも日々、「子どもにとつてどうなのか」を考え、

「大切にしたいこと」を職員で共有し、頑張って保育している保育士、看護師、栄養士、調理員。それが出来なくなるかもしれない。

子どもたちの「最善の利益」を守るために、私たちができること。一緒に考え、活動していきましょう。

◆署名のお願い

「新子育て安心プラン」の要件緩和反対と、保育士等の処遇改善の署名を配布しました。

民営化をくい止めた際、12万筆の署名が集まりました。

署名は大きな力になります。『ひとこと』で、私たちの思いを伝え、子どもたちの声を代筆し、「子どもの視線」で考えてもらえるよう訴えていきましょう！

※3月23日(火)の職場回りで回収します。

内閣総理大臣 菅 義偉 殿
厚生労働大臣 田村憲久 殿

短時間勤務保育士にかかわる規制緩和に反対します

保育士の配置基準や公定価格を引き上げ、処遇を改善してください

政府は、2020年12月に新たな待機児童対策として「新子育て安心プラン」(以下 新プラン)を策定しました。新プランは、2021~2024年度までの4年間で14万人分の保育の受け皿整備をめざす、としています。しかし、そのための具体的な手立てが乏しく、特に保育士の確保策として提案された保育士配置に関する規制緩和には大きな問題があります。

新プランでは、「魅力向上を通じた保育士の確保」として、潜在保育士の再就職促進の観点から、保育士配置に関する規制緩和を提案しました。具体的には、待機児童が存在する自治体については、各組・グループに常勤保育士1名以上の配置が必須とする規制を、2名の短時間勤務(パート)保育士に代えることができる、とする内容です。

保育の長時間化がすすむ一方で、職員の配置に関わる最低基準の改善が進まず、保育所の運営には、短時間勤務のパート保育士が欠かせない現実があります。だからといって、今回の担任すべてをパート保育士に置き換えてもよしとしてしまう規制緩和は問題です。子どもが一日の大半を過ごす保育所で、保育士が次々と入れ替わるようなこま切れ保育では、パート保育士・常勤保育士ともに負担が増え、保育の質低下は免れません。何よりも、保育の専門性の軽視であり、子どもも保護者も、担任すべてをパート化することは望んでいません。

保育士不足は全国的に深刻であり、待機児童解消のためにも保育士確保が緊急の課題です。そのためには保育士不足の根本的な原因への対策が不可欠です。しかし、今回のように、保育士配置の規制緩和で対処しようとするれば、保育士不足を改善するどころか逆に深刻化させ、子どもと保育士に負担を押しつけることになりかねません。保育士不足の根本的な原因は、仕事量や責任の重さに見合った処遇が実現できていないことにあります。配置基準を引き上げるなどして、賃金を含め処遇を大幅に改善することが、保育士不足を解決する近道です。国として、規制緩和ではなく、必要な措置を講じてください。

要望事項

1. 短時間勤務保育士の導入について、「各クラスで常勤保育士1名以上配置する」という要件を緩和しないでください。
2. 保育士不足を解決するために、職員配置基準や公定価格を引き上げ、保育士等の処遇を抜本的に改善してください。

都道府県

名 前

ひとこと